

(註一) 落海前 “ハリなまこ、さあこをかで乾燥したもの。支那料理では有るが食品、寒さぎて持つては用ひ立ち申さず”

と注意書きしてあるのも面白。

(註六) 漁ふのり “海藻の「カラリ」を晒したもの、食用にもなるが

この場合は工作材料である。

(註七) 古大引なは “往一センチ位のわら繩、この繩で極々荒目の

大引網と併り、網網の一部に使ひ古くそれより左官材料となる。

(註八) 節 “これは繩筋のことであらう。

(註九) わらひなは “これは「わら引なは」である。径十種位

の大「わら籠」で、網網の引き網に使う品である。

その古くちつなを左官材料として用ひていた。

（第二資料）

一生大願 三枝 羽出浦

右者承廿二日御年賀之為御祝儀 上々様御取并御家中

指上候□□書面之通ニ候間十八日廿日迄ニ浦

リ引致追レ取出次第差越可被下候尤代銀遣はし候間直

段等致吟味二間違無之様ニ賣上手形差出し候様可被申付候

以上

古之通被ニ仰付候間此度之御祝儀格別之御儀候間何と

生糞ニ而差上申度候間生魚にハ左し置廿一日夜九時半

未だ御役所ニ持參可申候

古之□□□右刻限二間違有之候ては不罷成候間十九日

廿日此兩日に生魚ニハ左し賣候延其物數寸尺共ニ書付右

兩日二書付可差出候急度念入可申候尤此差紙披見之上

浦下ニ庄屋可致印形候以上

(註一) 当引。漁夫は當て引といふ。目的の魚がいるか、ないか分らず

(註二) どろは網を入れて作業すること

(註三) 夜九時半後十二時

（第三資料）

人夫 四人
右者今度御参考易被造候ニ付御召船并御伴般水夫被劇賦
候達者成者今月廿四日以差越御船頭共へ可渡候尤御
貨被下候間可得其意候以上

（第四資料）

一人數 八拾老人 羽出浦

但十五歳令五拾歲追之男

右之通相違無御座候為御願如此御座候以上

年号月日

地目付

進上

（第五資料）

一網船 式禮 羽出浦

右者米山三月五日被造ニ御出船候ニ付潛船又は脚供人

數□を夏井浦迄被造候御用被劇候間三月四日早天船

頭附札場ニ差越相勸させ可申候

古船に墮すベリ持參可申候以上

（第六資料）

一、天守兵古衛門殿、三月五日御状に其浦に、此モ酒致候

もの、其外網持共入用之酒、在方ノモノ□にハたし町

酒屋不貿調候儀又は地旅小貿、魚乞共□而網方遣し

候酒、旅船などノ貿調用事調候儀無之様ニ兼而小百姓求

之モハ追急度可被申付候

（註一）酒宿無之浦八年中酒遣ひ不申候哉其近浦之酒宿ノ調

候候無之候由万一人用之節ハ何方ノ調申候哉此段其所

之庄燈地目付心き付吟詠可有之儀に候 扱を以拙者ノモ
吟味可申候間、其節不念無之様に兼而心得可有候 右之
趣心得力ため内意申誠候間不得之筋出来不申様ニ入念可
被申付候 以上

(註二) こも酒 "現今力密造酒一昔は濁酒といつて
旅小買一魚乞^{アガハシ} 旅小買日銀外から魚を賣^{アヒ}に来る船、魚

もくは物^{モノ}とはちがい、其の網船の乗組員でない漁夫
が漁勞に勤力して報酬とて魚を貰う慣習がある一つは
漁業であり、領外から来ていけるものと旅食^{アヒ}をいと言つて
なようである。

(註三) 酒宿 "酒店のこと。領内で作る酒を地酒といひ、他領で作
る酒を旅酒といひ、旅酒を貰うことは禁止されていた。

(第八資料) —————

一 御目附方々三月十九日之御狀ニ其浦獵師鐵炮、おとし
銃炮、用人鐵炮所持致し候分此度見分申候間、其浦人別
改二、三日前ニ其浦中之鐵炮不殘庄屋共宅へ集置夫々玉目
持主名付團書等いたし置可申候勿論鐵炮ト持主名書札
附置可申候 無間違様可申付候 人別改之節不差支様ニ
前月可致吟詠候此廻狀早々頃達^{アヒ}ノヨリ) 以上

(第九資料) —————

一 御部代様々五月三日之御狀ニ

先達而申觸候通殿様倍御機嫌にて先月三日御着府致
遊 同拾立日御參府御礼首尾能被ニ仰上候旨昨日御到
來ニ付申觸候 何レも恐懼ニ可奉容候 以上

(第十資料) —————

一 御部代所々五月十三日之御狀ニ

四月十八日御 中籠方御 名之御奉書を以、殿様御事
吳服橋御門御勅番被^{アヒ}仰出候旨、此度從江戸被ニ仰下
候ニ付申觸候 何れも恐縮可奉容候 此狀可被印形候

(註一) 右ニ通の書狀は藤公の江戸奉勤着用、モーイ御勘定
八つかれたこととの申觸、津々浦々領内全城へ布告である
以上

一生大絆

百

伍 大サ六、七寸位 小綱、糸々々 も□□

一生大綆
一生大平目
一生大綱
一生大平目

捨

吉野後古衛門殿
柳川伝右衛門殿

候

一生大綱
一生大綱
一生大綱
一生大綱

伍 大サ六、七寸位 小綱、糸々々 も□□

(第十一資料) —————

一 吉野後古衛門殿々五月拾立日之御狀ニ

柳川伝右衛門殿儀此度御山奉行役故ニ仰付候ニ付此段
申觸候 以上

古者御台所朝夕御用□□一日分ノ候間不残当日卯刻、午
一刻半分^ハ、兩度ニ差越諸松人佐藤石右衛門、黒川龜右
衛門可渡候、尤代銀被^{アヒ}下候間可得其意候
但し三拾三番組ニ候

(註一) 卯刻ハ午前六時 午の刻ハ正午

(註二) 元節である吉野後所からの通知である。因ル利兵衛
帶の山及官藩主の御用山であつた。

燕木浜出レ 割賦

一 燕木

四百八拾石
伍十五石以上 男六拾立人割

一同

但 四百石
但 四拾立人わり

一同

但 三百四石
但 三拾立人割

一同

但 百四拾八石
但 十立人割

一同

但 五百四拾石
但 五拾立人割

一同

但 八拾八石
但 九人割

一同

但 式百九拾六石
但 参十人わり

一同

但 千百八拾八石
但 八十人割

一同

但 五百四拾石
但 五十立人わり

一同

但 四百八拾四石
但 四十九人わり

一同

但 式百八拾八石
但 二十三人わり

一同

但 百七拾五石式半

吹浦

地松浦

冲松浦

桑野浦

日野浦

鮒浦

帆波浦

糸野浦

宍野浦

栗野浦

中根庄

長谷川庄

中根左次馬

古者去冬被^レ御渡候通、難山、^(社)嶋野地山ニ而伐置被成候
燕木浜出被^レ仰付候ニ付浦々へ割賦當面之通候間、未十
四日立人夫差出レ御山奉行泥谷次郎右衛門、小野立郎左
衛門ニ渡^ル廿八日迄日數十五日の間以^テ云^ム申候可申候
右燕木割賦之儀其浦々十五才以上之人別ニ志し割賦申付
候尤燕木丈^メ立之儀者在方ニ被^レ仰付候間左様ニ相心
得候書付置早々順達^シ以上

寅正月十日

長谷川^ノ衛門

右浦^ノ

屋

庄

中根左次馬

但三十人わり

一 燕木出一人夫当浦人別十五才合五十五才迄不減^ル_{正月}
十三日辰時^ノ同廿一日迄ニ相仕廻罷歸申候以上

(社)これは前項通達^スより仕事、羽出浦に期當て化左合之、十
三日から廿一日迄^ノ終^ルにて帰付したことを報告である。

古者先達而霧御崎山御伐^レ置被成候燕木、今度浜出レ被^レ
仰付候間、二月二日令同十一日迄^ノ人夫差出レ奉行西
名三右衛門、高麗友右衛門、小頭弘末竹右衛門差因^シ受
書面之燕木無相違^ス浜出一致させ可申候 尤宰領之有差

燕木浜出レ 割賦

羽出浦

丹賀浦

中越浦

大鳴浦

一 燕木 式百四拾石
但 四十九人わり

一 燕木 式百八拾八石

一 燕木 式百八拾四石

一 燕木 式百四拾石

出し世話を可申候 以上

中根左治馬
古川仙右衛門
簗川貞右衛門
高妻毒太夫
墨木権右衛門

五郎兵衛家内
清八
三郎兵衛
其左衛門
老人
清友衛門家内
四人
上兵衛家内

(註) 鹿山、鳴野地山の雜木浜出し終つたので、今度は鶴見等の
櫛木と浜出しせよとの、和二回目の申付である。

(註) これは職宗門改めの事項へ主顧と櫛を異にするが揚葉
一当浦兼右衛門、正月廿七日、疾死致(註)櫛族ニ御座候。孫八
郎ナ以テ御役乞申上候。(註)御檢者渡辺清七殿御越

編者註一 櫛族

江戸時代カリシタン信使の一族七世の父系は四世(註)ま
での称。櫛族改めまで一茶庄していた。

一西名兵右衛門、高瀬友右衛門銀(註)二月五日辰守浦
□□先達而櫛木浜出し人夫之儀被仰付置候延、漁事有之
二月二三日人夫見令可露(註)出旨致仰付置候。弥々漁事有之
不被罷出訣ニ哉。最早御免之日限也相遇候ニ付、申遣し
吟味之上委細可付越候 以上

(第十六資料)

一御用人振(註)二月五日巳下刻之御狀ニ

先達而櫛御崎山ニ有之候櫛木浜出し割賦申付候延近日浦
漁事有之候故、浜出之儀四五日致延引般頼之趣嘆日左治
馬相廻候節其通申付候然者右櫛木浜十七日(註)浜出申付
候間違置し割賦差紙之通り早々浜出一可致候尤西
名三右衛門、高瀬友右衛門并小頭弘末竹右衛門為奉行被
遣、尚又此節浦奉行竹藤助奉行被仰付候間、右面々不可
可受指図候 以上

(第十七資料)

一四月上旬之御改之時御帳付之人數

老人
七郎右衛門家内

張

吉

埋草

五句羽柴弘

谷をゆく高城越えに落葉して
(櫻萼から道をもとめて)

せへらぎの谷の小径の寒いちご (同じく)

くさむしの色やうれし石地蔵 (上板に下る聲にて)

高城の跡かや草の霜がれて (高城の跡を古すれて)
水仙の匂うや今日の穂まで (穂養寺にて)